

株式会社 松本建築事務所

会社案内

社名	株式会社 松本建築事務所
事業所	京都府亀岡市篠町篠上長尾47
事業内容	建築設計・監理 建築施工図作成 労働者派遣事業 (労働者派遣事業：派26-300564)
創業	2009年3月
資本金	100万円
取引先件数	1件
登録者数	2人
従業員数	2人
売上高	18,365,000円（2019年3月度）
代表者	代表取締役 松本 幸代

マージン率等に係る情報提供

株式会社 松本建築事務所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2020年4月～2022年3月)

事業所名：株式会社 松本建築事務所

事業所の所在地：京都府亀岡市篠町篠上長尾47

- 1 2020年6月1日付け派遣労働者数 2人
- 2 2020年 派遣先事業所数（実数） 1件
- 3 2020年 労働者派遣に関する料金の平均額（1日当たりの賃金額） 32 100 円
- 4 2020年 派遣労働者の賃金の額の平均額 16 048 円
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 50 %

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

種類	対象となる派遣労働者	方法	実施主体	一人あたりの平均実施時間	費用 負担額	賃金
新規採用者訓練	雇入時	OJT	派遣先	12	無償	有給
情報セキュリティ教育	派遣中	OJT	派遣先	12	無償	有給

- 7 労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無 有
- 8 労使協定の有効期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日
- 9 労使協定の対象となる労働者の範囲 全ての労働者

10 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

- ・派遣労働者の社会保険料 派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- ・派遣労働者の年次有給休暇費用 派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- ・教育費・福利厚生費 スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費 その他 社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、事業運営のために必要な経費があります。